

# 令和2年度事業計画

公益社団法人千葉県浄化槽検査センターは、千葉県における浄化槽指定検査機関として浄化槽法定検査の実施について重い使命と役割を担っています。

しかしながら、都道府県別の法定検査受検率は継続して最下位レベルで推移しており、平成29年度からは一般財団法人千葉県環境財団も浄化槽指定検査機関として指定され、二つの指定検査機関で千葉県の法定検査を実施することになりました。

令和2年度は、県、市町村及び関係団体と連携を図り、千葉県環境財団と協力して千葉県の法定検査受検率のより一層の向上を目指していくとともに、検査センターの財務体質の健全化に努めていきます。

## 1 公益法人運営事業

定時総会、理事会及び業務執行役員による執行委員会を定期的を開催するとともに、情報公開に努め、公益社団法人としての適正な法人運営を行います。

## 2 法定検査事業

### (1) 法定検査の実施

県民の身近な水環境及び生活環境を保全し、公衆衛生の向上に寄与することを目的として、浄化槽法第7条及び第11条に基づく法定検査を実施し、必要に応じて管理者等に対し改善するための助言を行います。

法定検査の実施状況については、浄化槽法に基づき県及び保健所設置市（船橋市・柏市）に対して毎月報告するとともに、緊急に改善を要する事例等については、速やかに関係行政機関に通知します。

また、法定検査を実施されていない浄化槽管理者に対しては、県及び保健所設置市並びに関係団体と連携して受検指導・受検案内を実施するとともに、検査センター独自の受検案内等を行うことで検査基数の増加を図ります。

令和2年度における法定検査の目標基数は、7条検査4,200基、11条検査50,200基（うち11条BOD検査19,000基）の合計54,400基とし、その達成を目指します。

### 令和2年度の法定検査実施目標

区分	R02 目標	過去5年間の実績					
		R01	H30	H29	H28	H27	
7条検査	4,200	3,033	1,282	4,714	5,578	4,092	
11条検査	全項目	31,200	29,012	29,277	31,211	29,752	28,608
	BOD	19,000	15,519	17,693	20,527	14,587	14,614
	小計	50,200	44,531	46,970	51,783	44,349	43,222
合計	54,400	47,564	48,252	56,452	49,917	47,314	

## (2) 検査体制の充実・強化

年間検査目標を達成するため、検査員については、現在 20 名（他に検査員有資格者 3 名）ですが、必要な検査員の確保を図ります。また、効率的な検査業務を行うため、直行検査の弾力な実施などの検査体制の見直しを行います。

11 条 BOD 検査については、現在は採水委託契約業者 94 社で嘱託採水員約 290 名ですが、採水委託契約業者を拡充し、嘱託採水員を増員して、さらなる検査基数の拡大を図ります。

## (3) 受検率向上の取組み

### ア 行政等との連携した受検指導

県・市町村及び千葉県環境財団等の関係団体との密接な連携のもと、法定検査の周知・啓発、浄化槽管理者に対する指導、受検促進の取組みの強化を図ります。特に、県及び保健所設置市における浄化槽台帳の整備に協力し、実際に浄化槽を使用・管理される方の把握に努めることで受検率の向上を目指します。

### イ 一括契約制度の促進

平成 25 年度から導入した保守点検、清掃業務と法定検査を一括して契約する「一括契約制度」は 11 条検査の受検依頼獲得に有効であるため、県の指導と一般社団法人千葉県環境保全センター等の関係団体の協力により策定した浄化槽一括契約制度要綱をもとに、11 条検査の受検率の向上を図ります。

## (4) 指定検査機関としての信頼性の確保

内部監査体制の確立と検査員の精度管理を強化し、職員の資質向上のための研修を実施するとともに、「浄化槽法定検査実施要領」に基づく日常業務における検査業務の質の向上等を図ることで信頼性を確保してまいります。

## 3 啓発・情報提供事業

エコメッセを始めとする環境保全行事等へ積極的に参画するとともに、ホームページ、リーフレット・パンフレット、各種広報媒体等を活用し浄化槽の適正管理の重要性と合併処理浄化槽への転換促進などについての意識啓発の取組みを推進します。

## 4 浄化槽に関する基本情報整備・運用事業

行政機関（千葉県水質保全課、地域振興事務所 10 か所）、千葉県環境財団との連携により、浄化槽管理データを共有化し、水環境の保全のために有効活用を図っていきます。

さらに、令和 2 年 4 月 1 日から施行の改正浄化槽法では、県及び保健所設置市に対して浄化槽台帳の作成が義務付けられたことから、千葉県全体の浄化槽台帳（約 570,000 基）の整備に協力し、県内の浄化槽設置状況の実態把握に努めます。